

著作権とパロディ

—情報社会のパラドックス—

遠藤 薫*

要 約

情報社会の進展は、従来不可視であった「情報」という資源（財）を可視化しつつある。この動向を背景として、近年、「知的所有権」の問題が急速にクローズアップされてきた。「知的所有権」とは、「情報の私有」を社会的に認知、定式化するものに他ならない。けれども、「情報」の特性によって、また「情報」概念に関する社会的認識の未熟によって、そこには多くの問題が内在している。

本稿では、第1に、これまで「情報」財が社会内に「埋め込まれた」存在であったために、これを明示的に扱うことに対する人々の戸惑いと混乱を指摘する。

第2に、特に、「共有された情報」の二次利用であるパロディその他の文化的営為と、知的所有権との関係を取り上げ、知的所有権の運用を誤った場合、共感と相対化という社会の健全な自己組織化運動が阻害される可能性を指摘する。

そして第3に、こうした諸問題が、情報社会の進展に必然的に伴って、多方向的情報流通と情報の私財化という、相矛盾する二つの流れが同時に促進されることから生ずるものであり、情報社会が必然的に抱え込んでいるパラドックスであることを指摘する。

結論として、情報化社会における個人の利益保護と公共性の調整をはかるには、新たな次元にたつた、人間関係形成・維持のための基本的ルールを検討する必要があることを述べる。

0. 序 論

近年、社会のさまざまな領域で、「知的所有権」の問題が急浮上してきている。

1986年9月に始まったGATT（関税及び貿易に関する一般協定）ウルグアイ・ラウンドでは、知的所有権の保護の欠如や不備に起因して生ずる貿易上の問題を解決するためのTRIP（知的所有権の貿易関連側面）交渉が行われた。このTRIP交渉では、レコード・レンタルやコンピュータ・プログラムに関する著作権などを含む知的所有権の保護について、既存の関係条約を補強・補完する目的で、新しいルール作りが検討された。1993年12月15日に最終協定案が合意され、同協定案は1994年4月15日に確定された。1995年1月1日またはその後のできるだけ早い時期に発効するとされている。TRIP協定の著作権関連の主な内容は次の通りである：

* 信州大学人文学部助教授

- ア. 加盟国に対するベルヌ条約¹⁾に従った著作権保護の義務づけ
- イ. コンピュータ・プログラム及びデータベースの著作権保護の確認
- ウ. コンピュータ・プログラム及び映画の著作物の著作者並びにレコード製作者等に対する貸与権の付与
- エ. 実演家、レコード製作者及び放送事業者の保護の義務付け²⁾。

知的所有権問題は、「知的所有権」という言葉が目新しいものあるにもかかわらず、また、国家間の貿易収支や大企業の経営戦略と絡んで論議が進められている一方で、一般人の日常生活にきわめて密着した領域（余暇や文化的活動）でもさまざまな動きを生じている。

たとえば、「カラオケ」営業における著作権使用料の徴収、CDレンタルの制限事項、あるいはコンピュータソフトウェアの違法コピー問題など、従来、「このくらいいいじゃないか」と考えられてきたことが、法制度のもとに犯罪として位置づけられるようになってきた。

最近では、ディズニー映画『ライオン・キング』が手塚治虫『ジャングル大帝』に酷似していると指摘された問題、パソコン通信を通じた海賊ソフト流通の問題、マルチメディアの普及に伴う著作権情報集中管理や著作権法違反に対する罰則強化の問題などが、新聞紙上にぎわしている。またたとえば、「北九州市が全世界に配る市政だよりも、人気音楽グループ「CHAGE&ASKA」のヒット曲「SAY YES」をもじった替え歌「ゼイ・イエス」を掲載し、著作権者から抗議を受け」（注4）というような出来事も報道されている。

知的所有権問題についてわれわれが、「(知的)労働の成果は、その生産者に帰属すべきである」というその論拠に首肯しながらも、何となく戸惑いを感じるの、それが従来「見えなかった」問題であり、かつ、それに関する制度確立の動きがきわめて急激であるためだろう。

本稿は、改めて「知的所有権問題とは何か」を検討し、特に、知的所有権が文化に与える影響について考えてみたい。

1. 「情報」の可視化——知的所有権の浮上

(1) 知的所有権問題の浮上とその背景

工業社会の成熟とともに、情報・知識の生産が社会の中で大きなウェイトを占めるようにことをはじめて実証的に提示したのは、マッハルブ³⁾だった。

これを受けて、ダニエル・ベルは『脱工業社会の到来』⁵⁾を著し、社会・産業の核となる技術が、前近代では原材料、近代ではエネルギー、そして脱工業社会においては情報であると分析した。

コンピュータ技術は、こうした動きの結果でもあり、さらにこれを促進する強いエンジンでもあった。コンピュータ技術は、それまで考えることもできなかったような膨大な量のデータを、あっという間に収集し、加工し、蓄積することを可能にした。膨大なデータと、その処理技術は、パワーとなった。そしてまた、このコンピュータの利用を支えるのも、ソフトウェアすなわち知識と情報であった。

目に見えぬ空気のような存在であった「情報」が、一気に注目を集め、「価値」として認識されるようになった。

表1 わが国の知的所有権制度

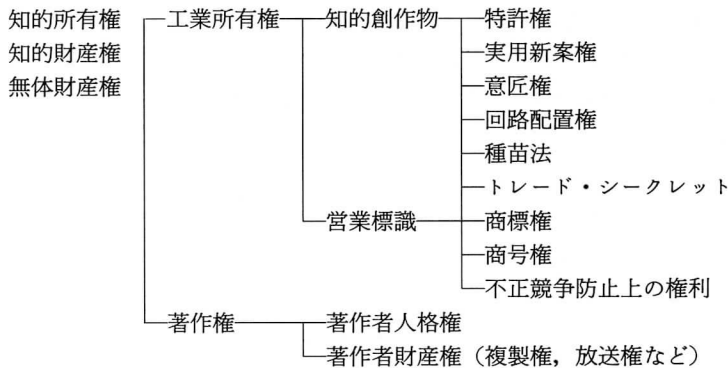


表2 特許権と著作権

特許法	<ul style="list-style-type: none"> ★自然法則を利用した技術思想の創作のうち高度なもの ★保護期間は出願広告の日から15年間。ただし、出願の日から20年を越えない
著作権法	<ul style="list-style-type: none"> ★思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの ★著作者人格権—公表権、氏名表示権、同一性保持権からなり、著作者の気持ち、感情、良心を保護。保護期間は永久であるが、財産的、金銭的利益は伴わない。 ★著作者財産権—複製権、放送権、上映権などからなり、保護期間は50年

資本主義社会における「価値」とは、所有され、取引されるものである。

ところが一方、同じく電子技術の発展は、複写技術・マルチメディア技術の急速な進歩をもたらした。これにより、「発見された価値」は直ちに全く簡便に複製できるようになり、発見されたとたんに「無価値」へと雲散霧消してしまう危険が生じている。

情報に関するこの2面的な動きによって、「知的所有権」「知的財産権」「無体財産権」といった耳慣れぬ用語が、あらゆる所でささやかれるようになった。現在、知的所有権問題は国際交渉の最重要課題の一つでもあり、地球規模での統一化が探られている。

わが国の知的所有権制度の体系を表1に示す。この中で特によく議論になるのは、特許権と著作権である。これらの相違を表2に示す。

(2) 知的所有権の確立はなぜ遅れたか——情報の特質

知的所有権確立の主要な論拠である「それが有形であれ、無形であれ、労働の成果は正当に評価されなければならない。そして、そこから生じる利益は、その成果を上げた者に帰せられなければならない」という主張は、我々の素朴な公正感に訴える。

にもかかわらず、これまで(あるいは現在も)、有形の生産物に比べて無形の生産物は、慣習上、財産あるいは所有権の根拠として認められにくかった⁹⁾。それは、「情報」が有形の財物とは異なる特殊な性質をもつためである。すなわち：

1. 私的所有の困難性；私的所有が可能であるためには、占有可能性、自己保存性、価値の加算性を満たさねばならない。しかし、情報は、物理的な存在ではなく、複製可能であり、

同時共有が可能である。したがって、これを占有することはできない。また、自己保存性については、多くの情報は時間とともにその価値を減衰させる。更に、情報の価値あるいは量は、数量として測定不可能であり、計算合理性を満たさない。

2. 流通の捕捉不可能性；情報は複製可能であるため、個人もほとんどゼロのコストでいくらかでも情報を流通させることができる。また、同時に複数の経路を流通することが可能である。したがって、情報流通は、時間的・空間的制約にあまり縛られない。まるで空気感染の伝染病のように拡散していく。したがって、その流通経路を特定するのは難しい。また、情報の流通は不可逆的であり、キャンセルは不可能である。この性質は、「取引」という行為を困難にする。

3. 生産の不確実性；情報、特に、発明、発見、芸術作品などの生産には、偶然が大きな役割を果たし、不確実性が大きい。したがって、その生産コストを評価することは難しく、結果として対価の設定を困難にする。

4. 価値の相対性；情報の（使用）価値は、一般に、次のような条件によって決定される；

- a. 利用者側の受認によって定まる。
- b. 利用者の活用能力や問題意識の程度によって定まる。
- c. 活用方法、目的、状況に応じて大きく変動する。
- d. 機密性とは必ずしも相関関係にない。
- e. 価値と量は一般に比例しない。

情報は、利用される中で初めて価値を生じるものであり、書庫の奥深くしまい込まれたままの情報には、何の価値もない。このことも、情報の価格付けを困難にする。

5. 相互付加性；情報は、相互に結合することによって価値を高める。言い替えれば、情報は孤立しては存在せず、背景となる多様な意味連関に付与されることによって、その内容を深化させる。したがって、情報は、発信者あるいは受信者にとってよりも、社会体系全体に対して大きな価値をもつ。

6. 強い外部効果（公共財性）；上記のように、情報は強い外部効果をもつ。例えば今日、著作権によって保護されている創作物の、いったいどのくらいの部分が真のオリジナリティの所産であると言えるだろうか？それらの多くは、過去の文化的遺産の継承であり、その時代の社会心理の翻訳であり、隣人との会話の披瀝ではないだろうか？にもかかわらず、そうした多様な創作の源泉は、著作権によってカバーされないのである。また、ある種の情報は、それが存在すると言うだけで大きな意味をもつ。新技術に関して最も重要な情報は、その技術が可能であるという情報であるともいわれる。

こうした性質によって、情報については、「特定の情報」とその「生産者」、「消費者」、「使用価値」を、明確に対応づけることができない。

(3) 知的所有権は必要か

しかしながら、情報の重要性が認識されるにつれ、このような状況は社会における有益な情報の生産は過小な状態にとどまり、社会の発展を阻害するのではないかという危惧が生じてきた。それが、今日の知的所有権確立の動きの根拠である。

知的所有権が認められない場合、なぜ情報生産が過小となるかというこれまでの経済学的分析は、次のように要約される：

既に述べたように、情報は大きな外部経済を有するため、情報生産による私的便益と社会的便益は解離する。このことから、情報生産は過小となる。なぜなら；

1. 情報の生産者は、その情報をもたらす潜在的便益のすべてを享受することはできない。
2. すなわち、情報生産者が享受し得る私的便益はその情報をもたらす社会的便益を下回る。従って、市場機構は私的主体による情報生産に対して十分なインセンティブを与えない。
3. 従って、情報生産は社会的に望ましい水準に達しない。

つまり、前項に述べたように、情報の生産はきわめて不確実であり、そのため、有用な情報のコストは評価しきれないほど大きいものである可能性がある。その一方、既存の情報を複製・利用することは、きわめて容易である。この結果、他者の生産した情報にただ乗り（フリーライド）して、そこから発生する利益だけを自分のものにしようとする者たち（フリーライダー）が増える。この過程は再生産され、社会のほとんどの人々がフリーライダーを目指すことになる。結果として、社会の中で真の情報生産が行われなくなり、社会は衰退する。

この議論は、それ自体としては正当と考えられる。ただし、知的所有権を割り当てることの困難については、解答を与えていない。

一方、知的所有権のような制度を設定しなくとも、情報は生産されるという議論もある。その根拠としては、次のような次項が挙げられる：

1. 情報に機密性がある限り、特別の法的保護が与えられなくとも、情報生産者は必ずならぬかの所得を得ることができる。
2. 情報の伝播にはタイム・ラグが伴い、そのため、準レントが発生する。
3. 情報生産者は情報使用による投機利益を得ることができる。
4. 情報生産のインセンティブは直接的な金銭的報酬だけではない。名誉や自己表現欲求もまた、強い情報生産の動機となる。

ただし、これらの根拠において暗黙に前提とされているのは、情報の生産者が、少なくともある期間、自ら生産した情報を全く私的に占有し（他者から隠匿し）、これを社会内に公開していないことである。つまり、ここでは、私的な隠蔽が知的所有権の制度の代替をしており、結果として生産された情報が社会的な有用性を必ずしも発揮していないという点については、十分留意しておく必要があるだろう。

さらに、知的所有権制度があろうとなかろうと、情報は過剰に生産されると主張する人々もいる。それは、たとえば、次のような理由による：

1. 特許制度の下では質の悪い情報が過剰生産される。なぜなら、いかなる情報も、これを私有財として登録することで、何らかの利得を得る可能性を生じる。従って、人々は争って、自己の生産したすべての情報を自らの私有財として登録しようとする。
2. 逆淘汰（情報公害）：偽の情報も、その真偽が明らかにならない間は何らかの利得を生じる。従って、人々はコストのかからない偽の情報を取引するインセンティブを持つ。この結果、良質の情報は悪質な情報によって駆逐される。Akerlofによって主張された。

3. 市場情報の中には、単に所得の再分配をもたらすに過ぎない情報も多い。
4. 偽りの情報による誤った資源分配も生じ得る。

情報生産に関するこれら三様の見方は、しかし、見かけほど異なったものではないように思われる。すなわち、これらはいずれも（情報生産のインセンティブが経済性だけにあるのではないというただ1項目をのぞいて）、次のテーゼを満たすのである。

- a. 質の良い情報は、それが社会的に公開されれば、その生産コストに比べて私的に得られる利得はきわめて小さく、外部効果または他者によってフリーライドされる利得のほうがずっと大きい。したがって、情報生産者の経済的利益は、何らかの保護がない限り、質の良い情報生産のインセンティブとはならない。
- b. 質の良い情報は、それが生産者自身によってのみ利用される場合、二次的産物として、生産者に大きな利益をもたらす可能性がある。けれどもこの場合、真の情報は公開されないで、その情報が公開された場合に生むだろう相乗的な社会利益あるいは外部効果は、失われる。
- c. 質の悪い情報、誤った情報、単なる複製情報は、過剰に生産される。なぜなら、こうした情報は、生産コストよりも多くの市場利益を上げることができるからである。しかも、質の悪い情報の過剰生産は、質の良い情報の選別を妨げるため、質の良い情報はますます正当な評価を受けにくくなる。

このように、情報生産を経済学的側面から分析すると、質の良い情報が生産される可能性については、全く悲観的にならざるを得ない。しかも、知的所有権制度が、この悲観的予測を修正する有効な手段であるとの保障はなく、場合によっては事態の悪化を招く危険さえあるのである。

(4) 知的所有権と個人

確かに、我々の経験に照らして考えても、まがいものの情報は過剰に生産されている。安価で、一見多様な膨大な情報が、われわれに受容を迫っているように感じられる。

しかし、それと同時に、もちろん希少ではあるけれど、現代においても優れた情報は生産されている。文学、学問、芸術、それにコンピュータ・ソフトウェアなど。高品質の情報の生産者にとって、知的所有権制度は、決して悪いものではないように思われる。知的所有権制度は、必ずしも彼らがかけた情報生産コストを保障するものではない。したがって、彼らの意欲を支えているのは、経済的利得に対する期待だけではないだろう。おそらく、前項で考慮から除外した名誉や、自己表現欲求だと考えられる。とすれば、名誉と作者、自己表現欲求と自己とを確定的に結びつける知的所有権制度は、社会的に、あるいは社会内個人にとって、一つの保障とはなろう。

だが、この議論には一つの落とし穴がある。そのことをいち早く指摘したのは、サイバネティクスの父、ノーバート・ウィーナーだった。彼は、『人間機械論』の中で大略次のような主張を展開している：元来、知的所有権（特許法）は、「機械的な工夫と呼べるものを含む試行錯誤の積み重ねによって従来技術よりも進んだ装置を生み出すこと」と定義される発明に対して適用され、自然法則の発見には特許法による所有権は認められないとされてきた。ここで想定されている「発明」は、きわめて個人的なオリジナリティの発現であり、その努

力は正当に報われるべきだと考えられた。しかし今日、「発明は、仕事場職人の機械いじりの勤ではなく、有能な科学者の一団による周到で包括的な研究の結果」となった。諸発明が普遍的学問構造をもつようになり、「自然法則の発見」に近づいたのである。この結果、「発明」の公共財性は高まったにもかかわらず、むしろ反対に、「発明」の私財化要求が高まっている。それは現在、知的所有権の対象として主に想定されているのが、組織によって生産される情報であることによるところが大きい。この場合、知的所有権の恩恵を享受するのは主に組織である。しかし、情報生産の現場に携わるのは、あくまでも個人、及び、個人間のコミュニケーション行為である。にもかかわらず、知的所有権は直接には個人に恩恵を施さない。また、情報は、相互付加によってその価値を高めるが、知的所有権による個別情報の囲い込みは、相互付加の回路を遮断する。したがって、知的所有権は、有用情報の生産をむしろ抑圧する。

要約すれば、ここで問題とされているのは、第1に知的所有権の保護における個人と組織の非対称性であり、第2には相互交流による情報の自己再生産性と情報の私有財化による情報交流阻害の矛盾である。

こうした観点から、次章では、情報の相互作用（すなわち文化）の一形態である「パロディ」表現と、知的所有権との関係について考察を加える。

2. 情報の相互作用の一形態としてのパロディ

(1) パロディー写真訴訟

1987年6月16日、写真家白川義員とグラフィックデザイナー天野正之の間で20年以上にわたって争われてきた「パロディ訴訟」が、和解という形で一応決着した。しかし、この事件は、知的所有権と文化の関わりという点で、なお多くの問題を残している。

朝日新聞によれば、この訴訟の概要は次のようである：

「問題の発端となった白川氏の写真は、41年4月、同氏がオーストリアのチロルで撮影した。6人のスキーヤーが、雪山の斜面を波状のシュプールを描きながら滑降しているカラー写真で、写真集などに発表された。アマノ氏は、この写真を無断で利用し、巨大なタイヤの写真をはじめこんだ白黒のモンタージュ写真を合成し、週刊誌などに発表した。

このため、白川氏は、46年9月、著作権（著作財産権および著作者人格権）を侵害された、として損害賠償（慰謝料）50万円と、謝罪広告を求めて東京地裁に提訴した。同地裁は白川氏の主張を全面的に認めたが、東京高裁は白川氏の請求をすべて棄却する逆転判決を出した。

白川氏の上告に対して、最高裁第3小法廷は、55年3月、「他人の著作物を許可なく利用できるのは、その著作物の特徴の主要部分が直接感じとれないような手法に限られる。アマノ氏の作品は1つの著作物といえるとしても、この作品から白川氏の写真の主要部分が感じとれる以上、著作権（著作者人格権）を侵害する」などと判断して、2審判決を破棄し、東京高裁に差し戻した。同高裁は、58年2月、最高裁の判断に沿う形で、著作者人格権の侵害を認め、アマノ氏の控訴を棄却する判決を言い渡した。しかし、謝罪広告を認めた理由づけが十分でなかったこともあり、今回の事態になった⁹⁾。

新聞記事からは必ずしも明確ではないが、この通称「パロディー訴訟」の重要な争点は、

次の点にあった⁹⁾：

1. 偽作（著作財産権の侵害）か引用か？
2. 引用であるとして、それは「正当な範囲」の引用か？
3. また、引用であるとしても、著作人格権を侵害していないか？
また、これらの争点はその系として、次のような副次的争点を秘めていた。
4. モンタージュ・コラージュといった技法は、表現の形式として正当か？
5. 天野作品は、白川写真とは異なる、新たな作品世界を創出しているか？
6. 天野作品は、白川作品を「引用」したのか、それとも企業の「広告写真」を引用したのか？

前掲の記事にもあるように、第1審判決では、天野作品は白川作品の改作であって引用とはいえず、したがって著作財産権を侵害する。さらに、天野作品は白川作品の意図を茶化し、侮辱したものである。したがって、著作人格権をも侵害するとして、原告側主張を全面的に認容した。

(2) 引用および自由使用(fair use)の問題

さてここで、「引用」について若干説明しておこう。

知的所有権制度の硬直的な運用が、文化的活動の足枷になり、ひいては社会の利益を損なう可能性については、法においても認識されている。したがって、公共の利益のためには、知的所有権は一部制限を受ける。

著作者の許諾を受けることなく著作物を自由に使用して良い場合の一つに、「引用」がある。著作権法⁹⁾第32条第1項は、引用について次のように規定している：「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない」。

ただし、引用の場合であっても、著作人格権は制限されない（表3参照）。したがって、引用に際しては、次の注意事項を守る必要がある。

1. 他人の著作物を引用する必然性があること

表3 著作権の権利



2. かぎ括弧をつけるなど、自分の著作物と引用部分とが区別されていること
3. 自分の著作物と引用する著作物との主従関係が明確であること（自分の著作物が主体）
4. 出所の明示がなされていること¹⁰⁾

ここで問題となるのは、引用の「正当な範囲」とは具体的に何を意味するのか、という問題である。

東京地裁判決では、天野作品は、白川写真に巨大なスノータイヤを配置しただけであるから、「正当な範囲」を越えていると判断した。また、写真の出所が明示されていなかったこと、改変した写真を用いたことなどによって、天野作品は単なる改作であると見なしたのである。

(3) パロディと社会批判

これに対して、天野側は、モンタージュ・コラージュが正当な表現技法であること、利用した写真は白川の写真集「SKI '67」に発表されたものではなく、米国の生命保険会社A I Uのカレンダーに使われたものだと主張し、控訴した。

アマノは次のようにいう：「・・・カレンダーに出ていた写真は、観光写真のような、非常にきれいですよといわんばかりのカレンダーでした。で、当時それを見て、この写真にスノータイヤを載せれば、きれいに滑っている人たちが、実は逃げまどっている人間の悲しさといえますか、それと、車の公害というイメージもここで表現できるということ、それから社会風刺と、このカレンダーの写真そのものも風刺したいということ、その二つの点で創作にあたったわけです。・・・つまり、A I Uというスポンサーが作った大変きれいですよといわんばかりのカレンダーに対して、実はこういう見方もあるんじゃないかという、受け手の立場から批評したものがこの作品でございます。」¹¹⁾

また、鶴見俊輔は、裁判所に提出した意見書で、次のように問題を提起している。

「現代では、企業のスケールが大きくなって、誰の作品ともはっきりしない大きな看板やポスター、あるいは広告用マッチのたぐいが、私たちの生活のすみずみにまで入り込んできた。これを批評することは社会意識をもつ芸術として当然になすべきことであって、その際に看板の製作者、ポスターの製作者の所在をつきとめて、その同意を求めてから、自分のパロディを発表するようでは、パロディのような種目の芸術は成り立たなくなるであろう。

(中略)

もともと、白川義員の雪山の写真はポスターとして製作され、米国の保険会社A I Uの日本支社のくぼった1970年用カレンダーに無署名で発表された。この原画を使って、その上にタイヤとその軌跡をのせて天野正之のパロディが下されたのであり、そのパロディは、天野の写真集「SOS」500部限定出版に発表されたものである。前者は、企業の側から、公的なものとして社会全体に発射されたものです。後者は個人が自分の責任において製作配布した限定出版物である。このような形においても、企業のさまざまな広告とそれをとおしてあらわれる企業の思想を批判できないとしたら、今日日本において保障されている言論・表現の自由とは、どれほどのものであろうか。」¹²⁾

こうした主張をふまえて、第1次控訴審は、「フォト・モンタージュは世界的に広がり、現

在では宣伝広告用にも多く使用されているが、特に、産業経済の急激な発達に伴う情報化時代を迎えて、過剰情報に対処すべき今日的な表現形式として、ポップ・アート、イラストレーション、前衛漫画等の分野とも交錯しながら・・・それなりに受け容れられ、評価されるに至っている」と認めた上で、「アマノは、白川写真を批評し、かつ世相を風刺することを意図する本件モニタージュ写真を自己の著作物として作成する目的上、白川写真の一部の引用を必要としたものであるから、本件モニタージュ写真の作成は、他人の著作物のいわゆる『自由利用』（フェア・ユース）として、許諾されるべきものと考えられる。」と結論した¹³⁾。

しかし、先にも述べたように、この後、最高裁はこの判決を破棄し、最終的には1987年に和解という形で決着した。

(4) パロディ・パステイシュ・本歌取り

無論のこと、パロディ訴訟は、その当事者たちだけの問題ではない。それは、「文化」全体に広がる問題を含んでいる。

現代の文化を俯瞰すれば、そこには、さまざまな模倣・引用（パロディ）文化が花開いている。

もとより盗作の類は許されるべきものではないが、「引用」に関してはもっと深く議論されるべき多くの問題が潜んでいると思われる。なぜなら、「正当な引用の範囲」を「自己の著作物が主であるのに対して「引用」は従」と規定するならば、「引用」は必ず自己の主張を強調するための道具として位置づけられ、その結果、たとえ悪意がなかったとしても、「引用」部分の原著作者の意図が改変されてしまう恐れがつきまとうからである。

ましてや、それが「引用」であることに自己のアイデンティティを置くパロディの類であればなおさらである。

パロディとは、よく知られた作品の作風、スタイル、特徴などを模倣した上で、全く違った内容をそこに盛り、滑稽さを現出させる表現手法である。であれば、このような手法は当然のように、著作者人格権のうちの同一性保持権（著作の性質並びにその利用目的及び態様に照らしてやむを得ないと認められる場合のほか、人文の著作物の内容、題号を自分の意に反して勝手に改変されない権利）を侵害する可能性がある。では、今後、「パロディ」の手法は強い制約を受けずにいられないのだろうか。

ことに、一般に「パロディ」と了解される作品は、しばしば「引用」した作品に対する批評を含んでいる。これを批判といっても毒といってもいい。こうした作品に対して原著作者は必ずしも良い感情は持たないだろう。たとえば、「替え歌」で知られるタレントの嘉門達夫は、本歌の作者に使用許諾を頼んでも、パロディ化を嫌われることがあるという。¹⁴⁾しかし、いうまでもなく批判は重要な文化的営為であり、これを封じることは、社会的に極めて危険である。

これとは対照的に、日本文化の正統に位置づけられている手法に「本歌どり」がある。周知のように、既に確立された本歌の世界を背景に、自分自身の創作を付加し、奥行きを深めるもので、和歌や俳句でしばしば使われる。これも「引用」の一種であろう。しかし、パロディとは異なり、本歌どりでは、引用者は、原作者に高い敬意を払い、その継承者であることを誇りにする。したがって、本歌どりの場合には著作者人格権の侵害は起こりにくいと考

えられる。したがって、必要に応じて許諾も受けやすいだろう。しかしながら、文化の正統が限定されていた時代ならともかく、文化が多様化した今日では、ある人にとって周知の本歌どりが、ある人からは単なる偽作と見なされることもあるかもしれない。無論、作者自身は自分の作品が本歌どりでであることを認識しているのだろうが、これを受け取る人がそれを認識しなければ、結果として、著作権者財産権が侵害されてしまう事態もあるのではないか。

しかし、こうした本歌どりの技法が、次々と生み出される芸術作品の質を深め、享受の場を拡大していく特性を持っていることも、疑い得ない事実である¹⁵⁾。日本における「本歌どり」の文化的伝統は、たとえば連歌から茶会などに受け継がれ、「場の芸術」とも呼ぶべき環境芸術の領域を創出した。こうした「場」では、個々の作品ではなく、それらの連鎖全体が織りなす情緒を、すべての人が共有し、さらに高めて行くところに価値が見いだされる。それはあたかも、自生的社会秩序形成のミニモデルをなしている¹⁶⁾¹⁷⁾。

パロディに似ているが、若干異なる表現分野にパスティシュがある。パスティシュ(pastiche)とは、研究社『新英和大辞典』によれば、「(模倣文、模倣画、混成曲など他人の作品をまねた)模倣作品」、あるいは動詞として「<いろいろな作品・スタイルなどを>模倣して混ぜ合わせる」ことをいう。その語源は、イタリア語の pasticcio であり、これは肉や野菜を包んだパイを指すという。

特に近年、コミック同人誌の同人の間で、この手法を楽しむ人々楽しむものが増えている。同人誌のアニメパロディ¹⁸⁾は有名作品の絵を模倣するよりも、その設定、キャラクター、名前だけを借りて、全く自分の絵柄で自分の思い描くエピソードを展開していくものが多い。それは従来のパロディとはややニュアンスを異にする二次的表現である。

パスティシュはパロディと比較すると、原作品に対する批判性は弱い。また、本歌どりに比べると、傾倒の度合いが低い。むしろ、仲間内でよく知られた作品の設定を借りることで仲間意識を喚起し、これを共通の言語とすることで、自分自身の表現を受け容れやすくする性質を持っている。したがって、パスティシュ作品は、またその内部で相互模倣と分裂を繰り返しつつ、増殖してゆく。

引用表現技法の典型的な三形態であるパロディ・パスティシュ・本歌どりの比較図式を図に示す。

こうしてみると、これら引用表現技法は、批判と共感を両極として、別々に創作された作品間の相互作用の場を形成している。そしてそのような相互作用こそが、まさに文化作用であり、既に第1章に述べた「情報」の相互付加性であり、また「情報の価値」の発現する場なのである。すなわち、著作権法において、あたかも例外事項のように扱われている「引用」(および「二次著作物」)の問題は、実は、情報問題の核心に位置しているといえるのである。

翻って考えれば、われわれ人間が幼少期から成人するまでの学習課程とは、つまり親や周囲の大人たちを手本とした模倣過程である。そして、われわれの発するどの言葉も、われわれの創作するいかなる作品も、先人たちの言葉をその源泉としているのである。

無論筆者は、他人の貴重な努力を収奪するような無神経な盗用、偽作を許そうと考えるものではない。しかし同時に、「情報」の本質として存在するこのようなパラドックスに対して、謙虚である必要も感じるのである。

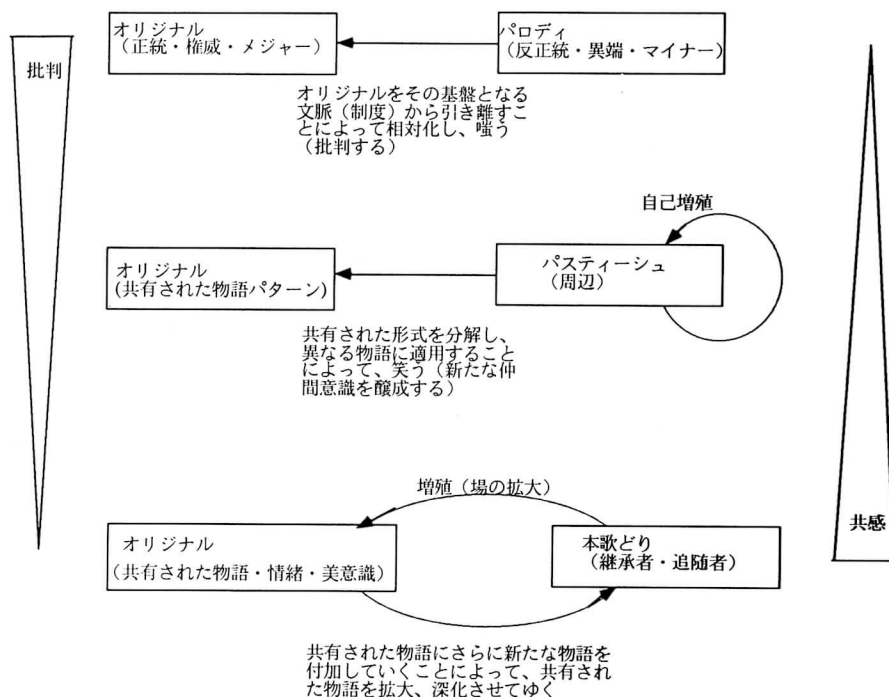


図 パロディ・パステイッシュ・本歌どり

(5) 複製芸術の時代

著作権保護の歴史は、複製技術の進歩とともにある。ヨーロッパにおいては、15世紀にグーテンベルクが印刷術を発明して以来、著作権問題が認識されるようになった。そして、出版業の発展とともに、18世紀から19世紀にかけて、法制化が進められた。

とくに、19世紀末に始まる写真、映画、レコード等の複製技術は、それ以前の「一品芸術」¹⁹⁾を色あせさせ、大量生産される「芸術」やモンタージュやコラージュといった模倣・引用の文化を開花させた。

ドイツの思想家ベンヤミンは、19世紀末から登場してきたこれらの文化を、「複製技術時代の芸術」と表現した²⁰⁾。彼はまず、古典的芸術が備えている特質を「アウラ」という概念でとらえる。「アウラ」とは「どんなに近距離にあっても近づくことのできないユニークな現象」²¹⁾であり、芸術に「礼拝的価値」をもたらすものである。ところが現代ではこのアウラが消滅しつつある。その社会的条件は何か、とベンヤミンは問う：「一方では、事物を空間的にも人間的にも近くへひきよせようとする現代の大衆の切実な要望があり、他方また、大衆がすべて既存のものの複製をうけいれることによって、その1回限りの性格を克服する傾向が存在する。手近にある物を描き、模写し、複製して所有しようという欲求は、日常生活において避けることができない。もちろん絵入り新聞や週刊ニュース映画が提供する複製は、絵画とは明確に区別される。絵画では、1回性と歴史的時間が密接に結びついているが、新聞やニュース映画では一時性と反復性が結びついているのである。事物をおおってい

るヴェールを剥ぎとり、アウラを崩壊させることこそ、現代の知覚の特徴であり、現代の世界では、「平等に対する感覚」が非常に発達して、ひとびとは1回かぎりのものからさえ、複製によって同質のものを引き出そうとする²²⁾。

ここでベンヤミンが主張しているのは、アウラに守られた独裁政治に対する忌避と、複製芸術という形で大衆が積極的に文化に参画する可能性に対する期待である。

「複製」というと、それは「ほんもの」ではない低俗なもの、というイメージがつきまとう。しかし、「ほんもの」を獲得できるのがほんの一部のエリートだけであるのなら、それは、人々が対等の資格で参加しうる社会を導かないのである。この意味で、ベンヤミンはむしろ、複製技術と引用文化によって、水平的な民主社会の基盤が作られると考える。

3. 対話型社会は可能か——情報社会のパラドックス

(1) 社会における「対話」の重要性

「どの様な組織体でも、情報の獲得・使用・保持・伝達のための手段をもつことによって、恒常作用 (homeostatic process) が営まれる」と、ノーバート・ウィーナーは『サイバネティクス』の中で述べている。ここでいう情報の獲得・使用・保持・伝達とはすなわち組織成員間の相互的コミュニケーション (intercommunication) であり、ハーバースの言葉でいえば「対話的行為」である。

完全な自由競争に導かれた市場においては、恒常作用は存在せず、結果は極度に不確定かつ不安定となる。これに対して、成員間のコミュニケーションが密な小さな共同体においては、評判 (reputation) あるいは世論のメカニズムによって恒常性が保持される、とウィーナーはいう²³⁾。

情報とは、受信者と発信者がいて初めて成立するものである。この意味で、情報は相互作用であり、社会関係を形成するものである。情報 (メッセージ) は、そのみでは独立した意味をもたず、受信者と発信者が各々独自にもつ解読のコードによって読み解かれねばならない。したがって、情報交換 (コミュニケーション) は個々人の解読コードの照合であり、この場において差異が認識され、調整され、一つの社会的コンセンサスが形成されるのである。

恒常作用が阻害されるとき、社会は不安定化し、破滅のリスク、財の過度の遍在が生ずる。しかし、財の遍在を自己の利得と考えるものがある限り、恒常作用阻害の誘因は存在する。恒常作用を最も効果的に阻害し得るのは、成員間の相互的コミュニケーションの妨害すなわち情報のコントロールである。すなわち、情報あるいはコミュニケーションの双方向性は、それだけでは、恒常作用を保証しない。情報の発信者と受信者の対等な位置関係が保たれてはじめて、それは可能になるのである。対等な位置関係とは、相互に共感と批判を繰り返しつつ発展していくことを可能にする基盤である。

ジンメルもまた、個人と社会の関係を次のように把握する：「個人は、社会化のなかに包含されるとともに、同時にまたそれに対立もする。」²⁴⁾すなわち、個人は社会の内部にあり社会を構成しつつ、しかも社会の外部にたつて自己と社会を対立的に把握する根拠となる自我を保持する。しかも、「個人と社会との間の内部と外部とは——たとえときには並存し、さ

らについては相互に対立して敵意にまで発展することがあるにしても——決して無関係に兵損している二つの規定ではない。むしろ両者は、社会的に生存している人間のまったく統一的な地位を表しているのである。」²⁵⁾ここにおいて、社会は変動の継起をつねに内在し、個人は、社会に適応しつつ同時に社会を変革していくのである。

(2) 理想としての情報社会論

来るべき（あるいは現に到来しつつある）情報ネットワーク社会は、しばしばこうした双方向コミュニケーションを保証する（可能性としての）「理想社会」として語られる。

マクルーハンは、電気（電子）メディアを「クールメディア」として、従来の「ホットメディア」に対置させた²⁶⁾。彼によれば、ホットメディアとは、高度に完成された情報を一方向的に発信するメディアである。たとえば、古典的な著作や映画などはホットメディアに属する。ホットメディアは、その一方向性と完成度の高さから、発信者を優位に受信者を劣位におく。したがって、こうしたメディアは、中央集権的な社会構造を促進する。そしてそれが「近代」という時代の展開でもあったと彼は示唆する。

これに対して、TVや電話などに代表される²⁷⁾「クールメディア」は、発信する情報の完成度が低く、受信者が情報の完成や解釈によって積極的に参加することが前提となる。このことは、メディアとしての双方向性によって支えられ、地球規模で直接民主主義的な社会構造を現出する基盤となるだろうというのが、彼の予言であった。

彼の予言は、電子メディアの発展に一つの方向性を与えた。

提唱者であるゴア副大統領が自ら述べているように、現在アメリカで推進されている「情報スーパーハイウェイ構想」も、この予言の延長線上に自らを位置づけている。

アメリカ政府が1993年秋に発表した“Agenda for Action”（実行計画）によれば、「情報スーパーハイウェイ」の描く未来の社会環境は、次のようである。

1. コンピュータを介して、また、グループウェアなどのソフトウェアが充実することにより、高度な在宅勤務が可能となる。したがって、オフィスと関係なく住居を選ぶことができる。また勤務時間も柔軟化する。都市問題、交通問題、住宅問題などにも、大きな助けとなる。身体に障害がある人のハンディキャップも、大幅に解消される。
2. 同様に、高度な在宅学習も可能になり、どこからでも、また身体に障害がある方でも、いつでも、最高の教育を受けることができる。
3. さらに、医師の不足している地域からでも、移動の不便や待ち時間を考えずに、最高の医療を受けることができる。
4. 上記以外にも、多様な社会サービス（例えば、地域情報や図書館の利用など）について、いつでも、誰でも、どこからでも、コンピュータを通じて、専門的サービスを受けることができる。

このほかに、現在でもパソコン通信などを通じて可能な、商用データベース・サービス（民間のデータベース会社による有料のデータ提供）や、オンラインショッピング（コンピュータを通じて、自宅から即座にできる買い物）、エレクトロバンキング（コンピュータを通じた銀行取引）などが、さらに便利に利用できるようになり、一般に普及する。また、現在の郵便にかわって、電子メール（コンピュータ端末からコンピュータ端末に対して直接、

電子的に送られる手紙)が一般化する。友人同士が集まってするおしゃべりやゲームも、通信回線(情報ハイウエー)を介して、どこにいても、誰とでも、気が向いたときに楽しめる。

さらには、マスメディアも、大きく変化するだろう。たとえば、新聞は、販売店を介さず自宅のコンピュータに直接送られてくるようになる。出版物は、製作過程が電子化されるだけでなく、これまでのように紙を媒体とするのではなく、フロッピーやCD-ROMの形で提供されるようになる。流通も通信回線を通じて行われるのが一般的になるかもしれない。TVは、多チャンネル化と同時に、これまでのような一方的なサービスではなく、視聴者との双方向的情報交換を行えるようになる。

こうした、情報インフラストラクチャの整備が、夢見られた民主的社会の基盤となり得るものであることは疑えない。

(3) 情報の双方向性と知的所有権のパラドックス

しかし同時に、大量の情報の相互流通可能性によって、「情報の略奪合戦」状況を呈す可能性も大きい。

今回の知的所有権問題の浮上は、情報の複製技術が、また一段レベルをあげたことに起因する。

1994年7月9日付朝日新聞朝刊は、次のような記事を掲載している。

【ワシントン7日=共同】米商務省は七日、全米を光ファイバーで結ぶ情報ハイウエーと知的所有権に関する中間調査報告を発表、デジタル情報化に対応して著作権法などを改正する必要がある、との見解を表明した。ブラウン商務長官は記者会見で「著作権は貿易収支に影響を与える。この観点から通商関係にも関心がある」と述べ、ソフトウェアの著作権保護などで国際的な統一を図る必要がある、との考えを強調した。

中間報告は、デジタル技術の発達で著作物が瞬時、大量に複製される点に対応すべきだ、と指摘。不正複製の防止や「出版」の意味を定義し直すことなどに向けて現行法の改正が必要、としている。

また、地球的規模の情報ハイウエー構想の進展に備え、著作権者の国籍や著作物の発信地に関係なく、内国民待遇を原則にした著作権の保護体制が必要だ、と提言している。

また、マルチメディア関連の知的所有権制度整備の動きも、活発に報道されている。たとえば、「文化庁は四日、著作権審議会の中に「権利の集中管理小委員会」(主査・紋谷暢男成蹊大教授)を発足させ、二〇〇〇年に五十八兆円の市場に成長するといわれるマルチメディアに対応した新たな制度の検討を始めた。一年半程度で法改正も含めた報告を受ける予定。「権利の集中管理」が実現すると、写真や映画など様々な著作物を利用する人は、管理団体の許諾を得るだけで、複雑な著作権の交渉から解放される」²⁸⁾。

「コンピュータソフトウェア著作権協会など情報処理や出版、放送関連の二十団体は四日、絵や音、データがデジタル処理されるマルチメディア時代をにらみ、著作権の扱いについて話し合う「マルチメディア製作者連絡協議会」を設立した。デジタル処理を行うと複製や加工、蓄積が容易で、簡単に他人の作品が利用できるため、従来の映像や音楽とは違う、新たな著作権のあり方を探る。

映画やビデオなど作品の権利者の立場で、日本音楽著作権協会などが「マルチメディア問

題に関する著作権連絡協議会」を七月に設立した。今後は両団体で協力して、ルール作りに向けた話し合いを進めていく²⁹⁾

双方向情報流通と知的所有権の問題は、相互に噛みついた蛇の輪のように、まさしくパラドキシカルな関係にある。一方が強化することによって、他方も強化する。一方が他方を圧殺してしまえば、それ自身も存在の基盤を失う。

このような解けない輪を解こうとする試みの一つとして、コンピュータネットワークにおけるPDS³⁰⁾や、ネチケット³¹⁾の動きがある。しかし、それらについて述べるのは、別の機会にゆずろう。

4. 結 び

「情報」は文化であり、社会そのものである。そしてそれは、本質的にパラドキシカルな性格を内在させている。

したがって、これを経済的最適化の観点から捉えようとするには無理がある。また、「質の悪い情報」と「質の良い情報」とに区別してコントロールしようとしても、できない。しかし、こうした不可能性の前に立ちすくんで、口をつぐむことも一つの怠慢である。

むしろわれわれは、このようなパラドックスのなかでも、あえて語り続けるべきではないだろうか。語り続けることによって、そこに自ずからルールが生成される。そのルールはベストではないにしろ、ベターでありたい。

ウィーナーは言う：「生きているということは、外界からの影響と外界に対する働きかけとの絶えざる流れの中に参加しているということであって、この流れの中でわれわれは過渡的段階にあるにすぎない。いわば世界の有為転変に対して生きているということは、知識とその自由な交換の絶えざる発展の中に参加していることを意味する³²⁾。

「社会」は「共生の場」である。そこは常に秩序を志向する混沌であるかもしれない。しかし、それを認めた上で、われわれは、他者を尊重する立場から、自分自身を律していくべきではないだろうか。

注

- 1) 1886年9月9日編成。日本は1899年加盟。
- 2) TRIP 協定に関する記述は(社)著作権情報センター(1994)による。
- 3) 朝日新聞1994.10.15日夕刊掲載記事
- 4) Machlukp, Fritz [1962]
- 5) Bell, Canie [1973]
- 6) 特に日本ではこの傾向が強いとされる。
- 7) 朝日新聞1996.05.30日夕刊掲載記事
- 8) 争点抽出は、岡(1991):p.45-66,土井(1993):p.102-3に依拠し、筆者の責任に於いて行った。
- 9) 昭和45年5月6日法律第48号。これ以前の(旧)著作権法(明治32年3月4日法律第39号)においては、その第30条第2項に、「自己ノ著作物中ニ正当ノ範囲ニ於テ節録引用スルコト」については著作権を制限すると規定されている。

- 10) 「引用における注意事項」(文化庁文化部著作権課内著作権法令研究会編『著作権法入門(第3版)』著作権情報センター, 1994:p.41)
- 11) 岡 [1991]: p.51-2の引用文による。
- 12) 岡 [1991]: p.51-3の引用文による。
- 13) アマノのパロディを自由利用の範囲と見なすことと, 広告写真にも著作権を認めよという主張は両立すると岡は述べている。筆者もこの主張に同意する。
- 14) 朝日新聞91.12.25付記事
- 15) 学問領域の引用も本歌どおりに似た性質を持っていると思われるが, 学問領域では出典明示が原則とされるのに対して, 本歌どおりでは出典明示を行わないところに共通感覚の再確認の意味があると考えられる。
- 16) 遠藤: 1991参照
- 17) このような文化的伝統が根強く残っているために, 日本では著作権に関する意識が育ちにくいという議論もある。ただし, たとえばパソコン通信などにおけるチャット(おしゃべり)やフォーラムは, こうした会話の連鎖を一つの理想態としているのではないか。
- 18) パロディ化されることでよく知られた作品に東陽一『キャプテン翼』, 車田正美『聖闘士星矢』, サンライズ『サムライ・トルーパー』などがある。こうした作品は, 毎回20万人以上の参加者が集まずコミケットを筆頭とする, 大小様々のコミック同人誌即売会で流通する。『即売会の数ならびに参加者は年々増加の傾向にある。しかし, こうした作品群を掲載する商業誌であった『アニパロコミックス』(みのり書房)は, 1993年8月, 突然休刊した。
- 19) 「今」「ここに」しかないという「一回限りの」性格を持つ芸術
- 20) Benjamin, Walter [1936]
- 21) Benjamin: 1970 訳書 p.16
- 22) Benjamin: 1970 訳書 p.16-7
- 23) Wiener, Norbert, 1961
- 24) Simmel: 1908 訳書 p.221
- 25) Simmel: 1908 訳書 p.221
- 26) McLuhan, M. [1964]
- 27) 彼のメディア論が書かれた時点では, コンピュータメディアは十分普及していなかった。
- 28) 朝日新聞94.08.05朝刊
- 29) 朝日新聞94.10.05朝刊
- 30) Public Domain Softwareの略称。コンピュータ技術をすべての人が享受し得るように, 無償で提供されるソフトウェア。作成者は有志であるが, これを悪用したり, 商用に転用するものが現れ, 問題となっている。
- 31) ネットワークとエチケットをかけた言葉で, ネットワーク上での人間関係を維持するための基本的ルールを指す。パソコン通信におけるフレーミング問題等と関連して, 注目される。
- 32) Wiener, Noebert, 1950

<参考文献>

- Akerlof, G.A., "The Market For Lemons", Quarterly Journal of Economics, Vol.84, p.488-500
- Bell, Daniel The Coming of Post-Industrial Society, 1973 (内田忠夫他訳『脱工業社会の到来』ダイヤモンド社, 1975)
- Benjamin, Walter [1936] WERKEB and 2, Suhrkanmp Verlag KG., Frankfurt. (佐々木基一編『複製技術時代の芸術』1970, 晶文社) .
- 土井輝生 『知的所有権法基本判例<著作権> [改訂増補版]』同文館, 1993
- 遠藤 薫 『近代化の展開と情報ネットワーク社会』(修士論文), 1990
- 遠藤 薫 「Hyper-Linkage—ロードリの系譜」(NTT 研究会報告書, 未公開), 1991
- 遠藤 薫 『ハイパーリアリティの世界』(共著) 有斐閣, 1994
- 遠藤 薫 『メディア・コミュニケーション』(共著) 富士通ブックス, 1994
- Habermas, Jurgen "Theorie des Kommunikativen Handelns" 1981 (平井俊彦訳「コミュニケーション的行為の理論」未来社, 1987)
- Hirshleifer, J., "The Private and Social Value of Information and the Reward to Inventive Activity", American Economic Review Vol.61, p.561-574, 1971
- Machlup, Fritz THE PRODUCTION AND DISTRIBUTION OF KNOWLEDGE IN THE UNITED STATES, Princeton University Press, 1962.
- McLuhan, Marshall UNDERSTANDING MEDIA: The Extension of Man. McGraw-Hill Book Company, New York, 1964. (栗原裕他訳『メディア論——人間拡張の諸相』みすず書房, 1987)
- 野口悠紀夫 『情報の経済理論』東洋経済新報社, 1974
- 岡邦 俊 『著作権の法廷』ぎょうせい, 1991
- Rothchild, M., "Models of Market Organization with Imperfect Information: A Survey" Journal of Political Economy, Vol XVIII, p.1283-1308, 1973
- 文化庁文化部著作権課内著作権法令研究会 『著作権法入門(第3版)』(社)著作権情報センター, 1994
- Simmel, Georg Soziologie, 1908. (居安正訳『社会学』青木書店, 1970)
- Stigler, G.J. "Economics of Information", Journal of Political Economy, 1961
- Wiener, Noebert "THE EUMAN USE OF HUMAN BEINGS", 1950 (鎮目恭夫訳『人間機械論』みすず書房)
- Wiener, Norbert "Cybernetics", MIT press, 1961 (弥永昌吉他訳『サイバネティクス』岩波書店, 1962)